

障害者活躍推進計画

令和8年1月

【計画策定機関及び任命権者】

機関名	人吉市農業委員会事務局
任命権者	人吉市農業委員会会長

【計画期間】

令和8年1月1日～令和12年12月31日（5年間）

【対象となる障害者】

障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定められる全ての障害者

身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者

区分	定義
身体障害	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害があるもの 1 視覚障害 2 聴覚又は平衡機能の障害 3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 4 肢体不自由 5 内部障害
知的障害	療育手帳制度による児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定されたもの
精神障害	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）で定められる統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有するもの

【市農業委員会事務局における障害者雇用に関する課題】

市農業委員会事務局においては、職員総数が4人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。

今後、令和7年から令和12年までを計画期間とする障害者活躍推進計画を作成するとともに、採用活動を行っていく予定であるが、財政的な部分で現実的に厳しいと思われる。

しかし、計画期間の終期までには雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のために、個々に応じた能力を有効に発揮できる職場環境及び組織的な体制整備を行う必要がある。

【目標】

1 採用に関する目標	令和7年4月1日時点の実雇用率：0.00%
2 定着に関する目標	今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定
3 満足度、ワーク・エンゲージメント（※）に関する目標	初年度には実態に関するデータを収集する。

※ ワーク・エンゲージメントとは・・・仕事への積極的関与の状態。仕事に誇りや、やりがいを感じている（熱意）、仕事に熱心に取り組んでいる（没頭）、仕事から活力を得ていきいきとしている（活力）の3つが揃った状態

【取組内容】

1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<input type="radio"/> 障害者雇用推進者として農業委員会事務局長を選任する <input type="radio"/> 障害者の相談体制の充実
(2) 人材面	<input type="radio"/> 事務局職員をはじめ農業委員・農地利用最適化推進委員に対し研修を実施
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<input type="radio"/> 障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて、球磨公共職業安定所や障害者職業・生活支援センター等と連携し検討を行う。	
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<input type="radio"/> 障害者からの要望を踏まえ、環境整備を検討する。 <input type="radio"/> 障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルやチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。
(2) 募集・採用	<input type="radio"/> 募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<input type="radio"/> 障害の特性等に合わせた働き方を促進する。
(4) キャリア形成	<input type="radio"/> 人事評価に基づく所属長面談の実施
(5) その他の人事管理	<input type="radio"/> 就労支援機関等と障害特性等についての情報共有を定期的に行い、適切な支援や配慮を講じる。